

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日までには奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和五年十二月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ桜井

所在地 桜井市大字東新堂五一二番六ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）届出書（変更前）のとおり
（変更後）届出書（変更後）のとおり

三 変更年月日

令和五年四月一日ほか

四 届出年月日

令和五年十二月七日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エコール・マミ北館

所在地 北葛城郡広陵町馬見中四―一

二 変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 届出書添付別表1 (変更前) のとおり

(変更後) 届出書添付別表2 (変更後) のとおり

三 変更年月日

令和五年四月二十八日

四 届出年月日

令和五年十二月十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める条例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エコール・マミ南館

所在地 香芝市真美ヶ丘六―一〇

二 変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書添付別表1 (変更前) のとおり

(変更後) 届出書添付別表2 (変更後) のとおり

三 変更年月日

令和五年五月一日

四 届出年月日

令和五年十二月十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで。ただし、奈良県の休日
を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日
を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで